

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月10日（水）
午後2時00分から午後2時30分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室3号
3. 農業委員の定数及び出欠等
定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 15番 森 京典（会議規則第7条）

出席委員数 22名

1 矢野邦男	3 大澤穰兒	4 戸田修司	6 近本静信
7 本宮勇	8 長野健二	9 越智幹男	10 渡邊昭彦
11 岡貞義	12 竹田清隆	13 越智要	14 桑田誠
15 森京典	16 新居田守	17 津吉利幸	18 吉井一浩
19 岡田勝利	20 藤本博	21 野間義郎	22 松岡一誠
23 永井政則	24 近松安文		

欠席委員数 2名

2 渡邊節夫 5 岡林興通

4. 議事に関する職員

局長	越智直紀
次長	二宮一成
主査	藤坂貞仁
主査	谷内義孝

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第76号
農用地利用集積計画関係について（受付番号1～165）

議案第77号
農用地利用集積計画関係について（受付番号1～2）

議案第70号
農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～7）

議案第71号
農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第72号
農地法第4条の規定による許可申請について（受付番号1）

議案第73号
農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～7）

議案第74号
農地転用事業計画変更について（受付番号1）

議案第75号
農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号1～5）

報告第47号
農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～6）

報告第48号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
(受付番号1～3)

報告第 49 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

(受付番号 1 ~ 3)

報告第 50 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1 ~ 3)

報告第 51 号

農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について

(受付番号 1 ~ 10)

6. 議事録

会長 ただ今から令和2年度第12回の総会を開催いたします。
それでは、議案の審議に入りたいと思います。
本日は、委員24名中22名の出席となっており、本会は成立しております。
議事録署名人に7番 本宮 勇委員、22番 松岡 一誠委員を私から指名させていただきます。

議長 議案第76号 農用地利用集積計画関係について
議案第77号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
審議に入る前に、私は議案の関係者にあたりますので、退席いたします。
このため、議事進行は、会議規則第8条の規程により、越智職務代理者が行います。

職務代理者 事務局 それでは、議案第76号、議案第77号について、一括して事務局の説明を求めます。
議案第76号、議案第77号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
議案第76号、議案第77号は、今治市長より令和3年1月15日付で、農用地利用集積計画の決定を求められています。
農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が新規86件、更新79件、合計165件、面積は355,262m²でございます。
なお、議案第77号につきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規2件面積は4,856m²となっております。要件につきましては、市の農林振興課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。

職務代理者 報告が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)
職務代理者 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)
職務代理者 それでは原案どおり決定いたします。

職務代理者 ここで、退席の委員の入室を許可いたします。
(委員入室)
関係委員に申し上げます。議案第76号、77号は、原案どおり決定となりましたので報告いたします。
議事進行を議長と交代します。

議長 議案第 70 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 70 号は、農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号 1] 申請地は新谷にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,477 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 2 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 2] 申請地は大西町宮脇にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 139 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 3] 申請地は菊間町佐方にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,004 m²でございます。地元委員さん 1 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 4 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 4] 申請地は宮窪町宮窪にある農地 17 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 7,411 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 5 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 5] 申請地は上浦町井口にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 986 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 6] 申請地は上浦町井口にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,612 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

[受付番号 7] 申請地は上浦町井口にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6,808 m²でございます。地元委員さん 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、第 6 小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

合計 7 件、33 筆、面積 22,437 m²となっております。地元委員さん 1 ~ 2 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見がありました。

議長 全員 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
(意見、質問なし)

- 議長 原案どおり非農地に判断することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 全議長 それでは、原案どおり判断いたします。
- 議長 議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、ご説明いたします。
議案第 71 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。
- [受付番号 1] 謙受人は○○才の農業者兼会社員、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は合計 1, 582 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、謙受人が規模拡大のため、許可日から 10 年間の使用貸借権の設定を受けるものであります。
- [受付番号 2] 謙受人は○○才の会社員、申請地は 1 筆で、地目は畠、面積は 69 m²で、現在、野菜を栽培しております。
今回、謙受人が新規就農のため、先ほどの利用権設定と合わせて、贈与による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 3] 謙受人は○○才の農業者、申請地は 2 筆で、地目は田、面積は 1, 857 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 4] 謙受人は○○才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 622 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 5] 謙受人は○○才の農業者兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 2, 795 m²で、現在、水稻を栽培しております。
今回、謙受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。
- [受付番号 6]
、受付番号 7] 関連議案ですので、一括して説明します。
謙受人は○○才の現在無職、受付番号 6 の申請地は 1 筆で、地目は畠、面積は 143 m²で、現在、野菜を栽培しております。
受付番号 7 の申請地は 1 筆で、地目は樹園地、面積は 4, 106 m²で、現在、柑橘を栽培しております。
今回、受付番号 6 については、規模拡大のため売買による所有権移転受けるものであり、受付番号 7 については、許可日から 3 年間の使用貸借権の設定を受けるものであります。
- 事務局 続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可申請に係る申請書の要件確認書をご覧ください。
それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。
- ①謙受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考え方や能力があるかどうか
②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
④謙受人等が農作業に常時従事しているかどうか
⑤謙受人等が取得後における耕作面積が下限面積以上であるか
⑥小作地を他人に転貸、質入れしていないか
⑦農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であると思われます。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。
全員 (意見、質問なし)
議長 許可することに、ご異議ございませんか。
全員 (異議なし)
議長 それでは、そのようにいたします。

議長 議案第 72 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 73 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 74 号 農地転用事業計画変更について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第72号は農地法第4条の規定による許可申請、第73号は農地法第5条の規定による許可申請、第74号は農地転用事業計画変更についてでございます。

[議案第 72 号
受付番号 1] 申請人は農業兼会社役員 1 名、申請地は玉川地区法界寺の 1 筆で、地目は田、面積は 644 m²でございます。
この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては農用地区域内農地ではありますが、申請人が農業用倉庫を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農振法に基づく農用地利用計画の指定用途に供する場合に該当することから農用地区域内農地の例外許可事由に該当すると考えられ、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、申請人は、柑橘栽培に必要な選別機や貯蔵庫の保管場所を確保するため、耕作地に近い申請地を利用し、農業用倉庫を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 1 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[議案第 73 号
受付番号 1] 謙受人は会社役員 1 名、謙渡人は無職の者 3 名、申請地は富田地区町谷の 3 筆で、地目は田、面積は合計 1,698 m²でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、謙受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないとと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、自らが経営する会社のタンクローリー置場について、これまで使用していた駐車場を土地所有者に返却することに伴い新たな駐車場を確保する必要が生じたため、会社に近く利便性の良い申請地を譲り受け、貸露天駐車場として整備し、会社に貸し付けるものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年1月15日で、許可日から令和3年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

- [受付番号 2] 謙受人は会社役員 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は玉川地区長谷の 1 筆で、地目は畠、面積は 266 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が事務所併用住宅敷地を拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、謙受人は、現在、自宅敷地内に自らが経営する会社の事務所を併設していますが、敷地が手狭で不便になつたため、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受け、敷地を拡張し、事務所併用住宅を建築しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 1 月 15 日で、許可日から令和 3 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 3] 謙受人は自動車修理販売業を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は波方地区養老の 1 筆で、地目は田、面積は 1,120 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天駐車場及び廃車両置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、謙受人は、既存の工場敷地が手狭で不便であり、代車や従業員等の駐車場、及び廃車の保管場所を確保するため、工場敷地に近接する申請地を賃借し、露天駐車場及び廃車両置場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 1 月 15 日で、許可日から令和 3 年 4 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 4] 謙受人は石材業を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は宮窪地区宮窪の 1 筆で、地目は畠、面積は 204 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が採石場への進入路を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、謙受人は、既存の採石場への進入路が急峻でダンプトラックでの搬出に危険を伴うため、安全な進入路が確保できる申請地を譲り受け、採石場進入路を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 1 月 15 日で、許可日から令和 3 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。なお、本件については違反案件であります、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。
- [受付番号 5] 謙受人は地域の地縁団体、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は伯方地区木浦の 1 筆で、地目は畠、面積は 383 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が地区集会所の露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。
事業計画につきましては、謙受人は、地区集会所の駐車場が無く利用者に不便を強いているため、集会所に隣接する申請地を譲り受け、露天駐車場を整備しようとするものでございます。
申請年月日、農業委員会の受付日は令和 3 年 1 月 15 日で、許可日から令和 3 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。
- [受付番号 6] 謙受人は石油製品販売業を営む法人、譲渡人は会社員 1 名、申請地は伯方地区伊方の 1 筆で、地目は畠、面積は 1,182 m²でございます。
この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持

ない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲り受け、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年1月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております

[受付番号7] 譲受人は新聞販売業を営む法人、譲渡人は農業者1名、無職の者1名、申請地は伯方地区北浦の2筆で、地目は畠、面積は合計1,059m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、太陽光発電システムを設置可能な土地を持たない譲受人が当該発電を行うにあたり、発電用地の日照、地形、傾斜等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は電力固定買取制度を利用し売電事業を開始するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を賃借し、太陽光発電システムを設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年1月15日で、許可日から令和3年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[議案第74号 受付番号1] 承継人、及び当初計画者は同一で電気工事業を営む法人、申請地は朝倉地区山口でございます。

この申請地は、既に令和2年8月20日付愛媛県指令東産（地5）第486番で太陽光発電システムの設置を目的とした転用許可を受けているものでございます。

事業計画につきましては、申請人が転用許可取得後、工事に着手しようとしたところ、太陽光パネルの品番がリニューアルされ1枚当たりの発電効率が上がったためパネル枚数を当初計画より減らす必要が生じ、また、申請地の一部が法面でパネルを設置出来ない箇所であることが判明したため、パネルの配置計画を変更し、併せて申請人が周辺地域に設置している太陽光発電システムの保守管理用の資材置場を確保するため、太陽光発電システム及び露天資材置場等に事業計画を変更するものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和3年1月15日でございます。

事務局

続いて、手元にお配りしている申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適当であると思われます。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)
議員長許可することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議員長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第 72 号 受付番号 1 については、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 議案第 75 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について
事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案第 75 号は、農振農用地区域からの除外について、市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[議案第 75 号] 申請者は、転用者が行う農家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。
受付番号 1

[受付番号 2] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 3] 申請者は、転用者が行う農家住宅敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 4] 申請者は、転用者が行う分家住宅の建築に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 5] 申請者は、転用者が行う露天駐車場に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

議員長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
(質問、意見なし)
議員長 原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)
議員長 それでは、承認することにいたします。

議長 報告第 47 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 48 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 50 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 51 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人報告書について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

報告第47号は農地法第3条の3届出、報告第48号は農地法第4条届出、報告第49号は農地法第5条届出でございます。

報告第47号につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は6件の届出がありました。第48号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありますと、今月は3件の届出があり、面積は1,244m²であります。第49号につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありますと、今月は3件の届出があり、合計面積は3,324m²であります。第48号及び第49号につきましては、市街化区域内の転用のための届出でありますと、地元の委員さん又は小委員会で、小作地でもなく転用について問題ないととの意見を受けております。第47号から第49号まではいずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

[報告第50号]

受付番号1]

令和2年12月20日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号2]

令和2年11月29日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

[受付番号3]

令和3年1月5日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付はなしとなっております。

事務局 [報告第51号 農地所有適格法人報告書につきまして、各法人の要件を確認した結果、議案書のとおり、すべて適当となっており、今回報告させてい
受付番号1～ ただいているすべての法人が農地所有適格法人の要件を満たしておりますことをご報告いたします。
10]

議全員長 説明が終わりましたがご意見ありませんか。
(意見なし)

議全員長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして終了いたしました。
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

(意見なし)

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。